

令和5年（ワ）第413号 慰謝料等請求事件

原告 奥村昇次

被告 友松孝雄

原告準備書面（2）

令和5年6月19日

名古屋地方裁判所民事第8部合議B6係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 柴垣幹生



本書面では、被告の原告に対するハラスメント行為及び名誉侵害行為について、改めて不法行為の要件に従って原告の主張を整理する。

第1 被告のハラスメント行為について

1 権利又は法律上保護される利益の侵害

(1) 原告準備書面（1）第3の4（同書面11～12頁）で主張したように、原告がハラスメントとして主張する被告の行為は、令和4年12月28日に自由クラブの部屋において、

- ① 原告の態度に激昂した被告が執拗に謝罪を要求するとともに、「7期議員を務めた会社で言うと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃向かうとはなんだ、退会しろ！」と怒鳴り、
- ② 退会させるのであれば全員会に諮ってほしいと原告が要請したのに対し、「三役のみで1月4日に決定する、その後全員会で報告するが、意

見を聴く場ではない。」と述べ、

さらに令和5年1月4日に自由クラブの別室において、

③ 「除名がよいか脱会がよいか2つの選択肢の中から選びなさい。」と述べて自由クラブからの退会を事実上強要したことである。

これら一連の被告の言動は、自由クラブという政治的社会的組織において、任期7期のベテラン議員であり且つ自由クラブの団長という優越的地位を利用し、執拗に謝罪を要求するとともに、自由クラブからの退会という原告の意に反することを強要するものであり、まさにパワーハラスメントにあたる。

(2) 原告準備書面(1)第3の3(同書面10～11頁)で主張したように、原告は市議会において現実に質問していない事項までも質問したかのごとく装って議会報原稿を作成したわけではなく、原告担当の原稿部分の内容が令和4年12月28日の段階でも未確定であったことについては原告に何らかの落ち度があったわけではない。それにもかかわらず被告は、原告を一方的に非難し、原告の言動や態度に激昂して執拗に謝罪を要求するとともに、上記一連の行為に及んでいるのである。

すなわち、原告は、合理的理由がないのに被告個人の感情に任せて謝罪及び自由クラブからの退会という不利益を不当に強要されているのであり、一政治家として、また一個人としての人格的尊厳という法律上保護されるべき利益を侵害されたものである。

2 故意又は過失

被告の上記一連のハラスメント行為は、原告の意に反する謝罪と自由クラブからの退会という不利益を意図的に強要するものであり、それが原告の人格的尊厳を傷つけるものであることを認識しつつそれを認容して行われている点において、被告には故意が認められる。

3 損害の発生

原告は、合理的理由がないのに被告個人の感情に任せて謝罪及び自由クラブからの退会という不利益を不当に強要されたことにより、一政治家として、また一個人としての人格的尊厳を傷つけられた点において、著しい精神的苦痛を被った。

4 因果関係

上記3の精神的苦痛は上記1の被告のハラスメント行為によって惹起されたものであるから、両者の間には因果関係が認められる。

第2 被告の名誉侵害行為について

1 権利又は法律上保護される利益の侵害

(1) 原告準備書面(1)第3の5(同書面12～14頁)で主張したように、原告が名誉を侵害されたと主張する被告の行為は、役員会や全員会による決定決議を経ることなく、また原告に弁明の機会を与えることもないまま、実質的に三役のみの決定により原告を除名処分としたことである。

すなわち、本規約第4条1項には「入団・退団及び除名等の処分は役員会を経て全員会で決定する。」と定められているにもかかわらず、実質的には三役のみで決定し、本規約上の「役員会」の決定決議を経していない。

また、そもそも弁明の機会とは、従前の経緯についての原告の認識、意見、言い分等を聴取し、それを踏まえて慎重に処遇を決定するために与えられるべきものであるが、原告を退会させること自体は三役においてすでに決定済みであり、弁明の機会とはいえ退団か除名かの選択を尋ねられたに過ぎず、そのような実質的な意味での弁明の機会は原告には与えられていない。

このように、実質的な弁明の機会を与えられることもなく、また本規約上の役員会の決定決議を経っていないという点は、明確な規約違反であり、

重大な手続違背という点で違法性が認められる。

- (2) 除名処分を受けたことにより、原告は自由クラブを脱退し無党派となったが、かかる事実は令和5年1月16日付で春日井市のホームページに反映され(乙2)、広く春日井市民が知り得る状況に置かれることとなった。また、自由クラブ脱退の理由が除名処分であったという点についても、他の自由クラブ会員や市議会議員、市当局の職員など事情を知る者を通じて広く春日井市民に伝播することが想定された。

このようにして、原告が自由クラブからの除名処分を受けたという事実が広く春日井市民の知り得る状況に置かれたことにより、原告は、春日井市議会議員としても、また自由クラブ会員としても、一政治家としての社会的評価及び社会的名誉並びに尊厳という法律上保護されるべき人格的利益が著しく侵害されたものである。

2 故意又は過失

被告は、除名処分が原告の一政治家としての社会的評価及び社会的名誉並びに尊厳を傷つけるものであることを認識しつつそれを認容して敢えて原告を除名処分に行っている点において、故意が認められる。

3 損害の発生

原告は、重大な手続違背という違法な除名処分により、春日井市議会議員としても、また自由クラブ会員としても、一政治家としての社会的評価及び社会的名誉並びに尊厳が著しく侵害されたことにより、著しい精神的苦痛を被った。

4 因果関係

上記3の精神的苦痛は上記1の除名処分によって惹起されたものであるから、両者の間には因果関係が認められる。

第3 被告のハラスメント行為及び名誉侵害行為による損害額

原告は、被告のハラスメント行為により一政治家として、また一個人としての

人格的尊厳を傷つけられ、また重大な手続違背という違法な除名処分により、春日井市議会議員としても、また自由クラブ会員としても、一政治家としての社会的評価及び社会的名誉並びに尊厳が著しく侵害された。これらに伴う原告の精神的苦痛は計り知れず、これらを慰謝するための慰謝料は200万円を下回ることはない。

以上